

岐阜県公報

第二千八百七十三号
平成二十九年八月十八日

(金曜日)

目次

告示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	五〇九
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同)	五一〇
指定医療機関の廃止の届出	(同)	五一〇
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	五一〇
医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同)	五一一
道路の区域変更	(道路維持課)	五一一
道路の供用開始	(同)	五一二
身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(身体障害者更生相談所)	五二二
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業・金融課)	五二三
職業訓練指導員試験の実施	(労働雇用課)	五二四
土地改良区の解散	(農地整備課)	五二五
県営土地改良事業計画の決定	(同)	五二五
公共測量の実施	(用地課)	五二五
開発行為の工事の完了	(建築指導課)	五二六
指定自立支援医療機関の指定	(身体障害者更生相談所)	五二七
土地改良区役員の退任及び就任	(岐阜農林事務所)	五二七

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十九年八月十八日

告示

岐阜県告示第四百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年八月十八日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	指定年月日
東北西部地域医療センター 白川村国民健康 保険 平瀬診療所	大野郡白川村平瀬二二六 一三〇	平成二九・四・一
つぼ川薬局	関市富之保二〇〇一 一	同
アップルデンタルクリ ニック	土岐市泉郷町二 一五一 一	平成二九・五・一
中西歯科	各務原市蘇原新生町一 一九一 一	平成二九・六・一
渡辺歯科	可児市坂戸五四三 二	同
ひろせ腎・泌尿器科ク リニック	各務原市那加西浦町三 五一	平成二九・七・一

いび漢方クリニック 揖斐郡揖斐川町三輪字上不動川四
アイセイ薬局 可児店 五
可児市川合三三四一三 同

岐阜県告示第四百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
一般社団法人あおぞら	下呂市萩原町西上 田神尾垣内八六〇	訪問看護ステーション虹	下呂市萩原町西上 田神尾垣内八六〇	平成 二九・七・一
株式会社しのぶ	羽島郡笠松町北及 一九八七 一一	訪問看護ステーションしのぶ	羽島郡笠松町北及 一八〇 第二カト ビル1 A	同

岐阜県告示第四百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
東北西部地域医療センター 白川村国民健康 保険 平瀬診療所	大野郡白川村御母衣三二六二	平成二九・三・三一
つば川薬局	関市富之保二〇〇一	平成二八・二・三一
アップルデンタルクリニック	土岐市泉郷町二一五一	平成二九・四・三〇
中西齒科	各務原市蘇原新生町一九一	平成二九・五・三一
渡辺齒科	可児市長洞三九〇二	平成二七・三・三一

岐阜県告示第四百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社 プラス	岐阜県各務原市蘇原中央町三丁目一八二番地	居宅介護支援事業	あかりの空(川島苑)	岐阜県各務原市川島松倉町一四三五番地	平成二九・六・一
社会福祉法人 坂祝町社会福祉協議会	岐阜県加茂郡坂祝町黒岩一五三番地一	通所介護	坂祝町デイサービスセンター	岐阜県加茂郡坂祝町黒岩一五三番地一	平成二九・七・二六
株式会社 羽島企画	岐阜県羽島市小瀬町島二丁目一〇二番地一	認知症対応型共同生活介護	グループホーム ママーズの家	岐阜県羽島市竹鼻町駒塚一〇四三番地	平成二九・八・一
株式会社 羽島企画	岐阜県羽島市小瀬町島二丁目一〇二番地一	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム ママーズの家	岐阜県羽島市竹鼻町駒塚一〇四三番地	同

岐阜県告示第四百十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十九年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名	氏 名	施 術 所 等 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地 又 は 施 術 者 の 住 所	指 定 年 月 日
池田 康 祐	西八スツキリ整骨院	可児市測之上二〇〇一	平成二九・五・一	
大野 慎 平	那加接骨院	本巣市仏生寺四七二九	平成二九・七・一	

岐阜県告示第四百二十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年八月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	高町山方線	高山市丹生川町町方二九七七番六八地先から同市同町同二九七七番八五地先まで	後	四・九 一〇・八	一八〇・〇	
			前	四・九 五・七	一八〇・〇	

岐阜県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年八月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	美大並和線	郡上市八幡町有坂字上築島七二五番二地先から同市同町同字下中間六五二番地先まで	後	三・七 一・四	四〇・五〇	
			前	六・五 一・六	四〇・五〇	

岐阜県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年八月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は決定の年月日）

一般国道	二百五十六号	郡上市八幡町旭字堀越一〇二番一地先地内	一〇・八	平成 元・六・六	平成 元・一・二〇
------	--------	---------------------	------	-------------	--------------

岐阜県告示第四百二十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十九年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

担当科目	医師氏名	勤 務 場 所	指定年月日
内 科	高木健太郎	古瀬 医院	中津川市駒場一四九三 一四
内 科	大野 智彦	岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜北厚生病院	山県市高富二一八七 三
内 科	玉木 英俊	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中瀬厚生病院	関市若草通五 一
整形外科	小林 正明	大垣市民病院	大垣市南頬町四 八六
泌尿器科	廣瀬 真仁	ひろせ腎・泌尿器科クリニック	各務原市那加西浦町三 五一
眼 科	永井 博之	高山赤十字病院	高山市天満町三 一一
泌尿器科	亀山 紘司	高山赤十字病院	高山市天満町三 一一
脳神経外科	野田 智之	大垣市民病院	大垣市南頬町四 八六
神経内科	櫻井 秀幸	公立学校共済組合 合東海中央病院	各務原市蘇原東島町四 六二

外 科	呼吸器内科	整形外科	循環器内科	循環器内科	外 科	産婦人科	内 科	内 科	眼 科	外 科	眼 科	内 科	脳神経外科	眼 科
高野 奈緒	堀 和美	岸本 賢治	辻 太一	森 悠	小川貴美雄	伊藤 雄二	今井 裕一	伊藤 祐也	小林 聡	波多野岳志	小木曾結衣	川崎 智弘	長谷川典生	
公立学校共済組 合東海中央病院	公立学校共済組 合東海中央病院	公立学校共済組 合東海中央病院	公立学校共済組 合東海中央病院	公立学校共済組 合東海中央病院	公立学校共済組 合東海中央病院	市立恵那病院	社会医療法人厚 生会多治見市民 病院	社会医療法人厚 生会多治見市民 病院	岐阜県厚生農業 協同組合連合会 久美愛厚生病院	岐阜県厚生農業 協同組合連合会 久美愛厚生病院	医療法人香徳会 関中央病院	社会医療法人厚 生会木沢記念病 院	社会医療法人厚 生会木沢記念病 院	
各務原市蘇原東島町四 六二	各務原市蘇原東島町四 六二	各務原市蘇原東島町四 六二	各務原市蘇原東島町四 六二	各務原市蘇原東島町四 六二	各務原市蘇原東島町四 六二	恵那市大井町二七二五	多治見市前畑町三 四	多治見市前畑町三 四	高山市中切町一 一	高山市中切町一 一	関市平成通二 六一	美濃加茂市古井町下古 井五九〇	美濃加茂市古井町下古 井五九〇	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年八月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年八月四日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社主婦の店土岐店

三 建物の名称及び所在地

バラエティストア サンピックス

土岐市泉町定林寺仲田一三番地一号 外

四 変更しようとする事項

店舗面積

（変更前）三、四六二平方メートル

（変更後）四、三二六平方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社コメリ 午前九時三〇分～午後八時

（変更後）株式会社コメリ 午前七時～午後九時

来客が駐車場を利用することが出来る時間帯

（変更前）午前九時～午後八時三〇分

(変更後) 午前六時三〇分〜午後九時三〇分

職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」といふ。)第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」といふ。)第四十五条第二項の規定により公示します。

平成二十九年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験を実施する免許職種

規則別表第十一に掲げる免許職種

二 試験の科目

学科試験のうち指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規)

三 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者。ただし、規則第四十六条の規定により、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限ります。

なお、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。

1 成年被後見人又は被保佐人

2 禁錮以上の刑に処せられた者

3 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

四 試験の免除

規則第四十六条の表の上欄に該当する者又は規則別表第十一の三の試験の免除を受けることができる者の欄に該当する者には、それぞれの表の下欄に掲げる実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部を免除します。

五 試験の期日及び場所

平成二十九年十月二十六日(木)

岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県庁七階 七北 一会議室

六 受験手続

1 提出書類

(一) 受験申請書

(二) 履歴書

(三) 写真二枚(申請前六か月以内に撮影した上半身、正面無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの)

(四) 受験資格及び試験の免除資格を証する書類(合格証書、免許証等の写し)

(五) 戸籍抄本又は戸籍謄本(試験の免除資格を取得した後、氏名を変更した場合のみ必要)

2 受験手数料

次に掲げる額に相当する額の岐阜県収入証紙を受験申請書の岐阜県証紙貼付欄に貼り付け、納付してください(消印はしないでください)。

学科試験 三千百円

なお、受験申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合、受験しなかった場合いかなる理由があっても、手数料は返還しません。

3 申請書類の提出場所及び提出期間

千五〇〇 八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県商工労働部労働雇用課

平成二十九年八月二十三日(水)から同年九月二十二日(金)までです。

郵送の場合は、同年九月二十二日までの消印のあるものに限り受け付けます。

七 合否判定の基準

満点の六割以上の得点がある場合は、合格とします。

八 合格者の発表の方法

平成二十九年十一月二十九日(水)に岐阜県商工労働部労働雇用課前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者宛てに合格証書を交付して通知します(不合格者には通知しません)。

また、この試験に合格した者には、申請(別途申請手数料が必要)によって職業訓練指導員の免許証が交付されます。

九 試験結果の提供

平成二十九年年度職業訓練指導員試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

<p>土 地 改 良 区 名</p>	<p>解 散 認 可 年 月 日</p>
<p>山 岡 町 山 岡 東 部 土 地 改 良 区</p>	<p>平 成 二 九 ・ 八 ・ 四</p>

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十九年八月十八日

土地改良法の昭和二十四年法律第九十五号（第六十七条の第一項の規定により、次の土地改良区は解散したので、同条第三項の規定により公示する。

提供する試験結果
 職業訓練指導員試験の得点
 提供期間
 合格発表の日から一か月間
 提供する場所
 情報公開・個人情報総合窓口（岐阜県庁二階 電話 五八 二七二 一一一 内線二二九六）
 提供を受けるために必要な書類等
 試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。
 受験票
 （一） 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ
 （二） 運輸免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ
 その他
 1 受験申請書は、岐阜県商工労働部労働雇用課において交付します。
 なお、用紙の郵送を希望する場合は、百四十円分の切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒（角形二号）を必ず同封してください。
 2 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「指導員試験申請」と朱書してください。
 3 受験申請書を審査し、受験資格を認めるときは、後日受験票を送付します。
 4 この試験について不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課人材育成係（電話 五八 二七二 一一一 内線三二二三）に問い合わせてください。

土地改良区の解散

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
四ヶ村用水地区	高山市役所	平成二九・八・一八から 同二九・九・一五まで

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局高山国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関
 国土交通省中部地方整備局高山国道事務所

二 作業種類
 公共測量（基準点測量、水準測量）

三 作業期間
 平成二十九年六月六日から
 平成三十年二月二十三日まで

四 作業地域

高山市、飛騨市及び下呂市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
岐阜県知事
- 二 作業種類

三 作業期間

平成二十九年七月十三日から
平成三十年三月十六日まで

四 作業地域

高山市及び飛騨市

開発行為の工事が完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月十八日

岐阜県知事 古田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	公共施設の 種類	公共施設の 位置及び区 域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第四 六号の一四 平成二九・二・一六 同岐西建築第五七号 の四〇 同二九・三・二二	瑞穂市牛牧字此代二二五番一、一二 一六番一及び二二七番一	道路	開発登録簿 による	揖斐郡大野町大字黒野一七三番地の一 株式会社チエックハウス 代表取締役 草野 謙 輔
同岐西建築第四七号の七 平成二九・三・二三	羽島郡岐南町徳田三丁目三三番及び三 四番	道路	同	羽島郡岐南町徳田四丁目八〇番地の一 株式会社小関不動産事務所 代表取締役 小関 敦 士
同岐西建築第五二号 平成二八・七・一一	不破郡垂井町綾戸字不破ノ初一四二番 一、一四二番一及び一四二番三	道路	同	羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白井 泉
同中建築第六〇号 平成二八・六・二九	関市池尻字高山九三番一 外一四番、 同市同字西大原二一四四番一の一部	道路 緑地 水路	同	岐阜県関市池尻九三番地の一 株式会社 岩田製作所

〔同中建築第六三号の二〕
 外一六筆、同市広見字昭和新一三九〇番一、外二一筆、同市同字西門取二四〇三番七、二四〇三番八及び同市所管法定外公共物（道路及び水路）

代表取締役 岩 田 修 造

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
 （薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 日
きたがた調剤薬局	本巣郡北方町北方字地下前八一四	育成・更生	平成 二九・八・一
バンビ調剤薬局	山県市東深瀬五七三 一	同	同
アイセイ薬局可児店	可児市川合三三四 一 三	同	同
なの花薬局北方店	本巣郡北方町柱本 一 一九七	同	同
ピノキオ薬局池田店	揖斐郡池田町池野字深池道上七番六	同	同
すずらん調剤薬局	多治見市明和町五丁目五七七 七	同	同
アイランド薬局羽島店	二 羽島市正木町坂丸三丁目四七番	同	同

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年 月 日	退任した役員	役 名	氏 名	住 所
岐阜市岩井土地改良区	平成 二九・八・一	理事	佐藤 義雄	岐阜市岩井三丁目二丁目	九番三九号
土良区	平成 二九・八・一	理事	佐藤 雅司	同	三番二一号
土良区	平成 二九・八・一	理事	佐藤 宗雄	同	四番一九号
土良区	平成 二九・八・一	理事	佐藤 健夫	同	四番一一号
土良区	平成 二九・八・一	理事	佐藤 秋夫	同	八番二二号
土良区	平成 二九・八・一	理事	佐藤 芳和	同	六番一六号
土良区	平成 二九・八・一	理事	佐藤 景光	同	三番一三三号
土良区	平成 二九・八・一	理事	佐藤 典夫	同	四番二〇号

就任した役員

土地改良区名	年 月 日	就任した役員	役 名	氏 名	住 所
岐阜市岩井土地改良区	平成 二九・八・一	理事	佐藤 義雄	岐阜市岩井三丁目二丁目	九番三九号
土良区	平成 二九・八・一	理事	佐藤 雅司	同	三番二一号

同	佐藤宗雄	同	二丁目	四番一九号
同	佐藤健夫	同	三丁目	四番二一号
同	鷺見秋夫	同	三丁目	八番二二号
同	鷺見芳和	同	三丁目	六番一六号
同	鷺見景光	同	三丁目	三番二三号
同	佐藤典夫	同	一丁目	四番三〇号

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員				
土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住所
岐阜市合渡土地改良区	平成三〇・四・三	理事	鷺見直治	岐阜市曾我屋二丁目 一一二番地
		同	村木多藏	同 一六〇三番地
		同	西尾好	同 五丁目 一六一番地
		同	渡邊昌彦	同 一七四三番地
		同	國江昌弘	岐阜市一日市場一丁目 六三番地
		同	小江正博	岐阜市寺田二丁目 一四〇番地
		同	熊田幸雄	岐阜市河渡四丁目 一三七番地
		同	森孝夫	同 一丁目 一二四番地
		同	稲葉繁雄	同 一五〇三番地
		同	村木慎一	岐阜市曾我屋 一六三四番地

就任した役員

同	吉岡悦男	同	岐阜市寺田六丁目	二八番地一
同	小林隆雄	同	二丁目	一〇六番地
土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住所
岐阜市合渡土地改良区	平成三〇・四・四	理事	山中敏彰	岐阜市曾我屋二丁目 一三八番地
		同	村木慎一	同 一六三四番地
		同	村木多藏	同 一六〇三番地
		同	関谷利幸	同 一七二五番地
		同	國江昌弘	岐阜市一日市場一丁目 六三番地
		同	小林道雄	岐阜市寺田二丁目 三八番地
		同	青木勝	岐阜市河渡 一三五三番地
		同	森孝夫	同 一丁目 一二四番地
		同	市川正晴	同 三丁目 一一二番地
		同	吉岡悦男	岐阜市寺田六丁目 二八番地
		同	小林正博	同 二丁目 一四〇番地
		同	関谷和幸	岐阜市曾我屋 一六九九番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員				
土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住所
岐阜市合渡土地改良区	平成三〇・四・三	理事	鷺見直治	岐阜市曾我屋二丁目 一一二番地
		同	村木多藏	同 一六〇三番地
		同	西尾好	同 五丁目 一六一番地
		同	渡邊昌彦	同 一七四三番地
		同	國江昌弘	岐阜市一日市場一丁目 六三番地
		同	小江正博	岐阜市寺田二丁目 一四〇番地
		同	熊田幸雄	岐阜市河渡四丁目 一三七番地
		同	森孝夫	同 一丁目 一二四番地
		同	稲葉繁雄	同 一五〇三番地
		同	村木慎一	岐阜市曾我屋 一六三四番地

就任した役員			土地改良区役員		
改正区	土地	名称	改正区	土地	名称
元	平成	年月日	元	平成	年月日
岐阜市城田寺	田寺土地改良区	元・三三	岐阜市城田寺	田寺土地改良区	元・三三
理事	河田邦夫	五三番地一	理事	浅野淳一	岐阜市西庄二丁目 一五番二五号
同	河田秀徳	三三九番地四	同	浅野秀信	二丁目 一六番二〇号
同	河田均	七五番地	同	永田元良	四丁目 一五番三五号
同	榎橋清美	二二九番地一	同	高田廣行	岐阜市市橋六丁目 五番八号
同	小牧一夫	二二九番地	同	戸崎和美	岐阜市今嶺二丁目 一九番七号
同	小牧満	二二八番地一	同	後藤光博	岐阜市藪田中一丁目 二番三号
同	渡邊益男	三六番地	同	井上富雄	二丁目 五番五号
同	土田龍雄	五八四番地	同	江崎昌宏	岐阜市下奈良一丁目 一〇番一〇号
同	市橋和行	九六〇番地	同	鷲崎宗夫	二丁目 二四番三号
同	土田龍雄	五八四番地	同	朝居良治	岐阜市須賀四丁目 三番三号
同	渡邊益男	三六番地	同	堀清明	岐阜市西鶉四丁目 一二六番地
同	脇原勝美	三〇番地	同	服部次男	岐阜市鏡島 一九七二番地一
同	土田宏	二二三番地	同	後藤正次	同 二二八三番地三
同	榎橋淳行	二二八番地	同	塩谷秀雄	岐阜市大菅北 一五番七号
同	市橋郁夫	三三番地一	同	井奈波正三	同 一三番二二号
同	坂野英美	五三番地八	同	塩谷正利	岐阜市江崎南 一一番一号
同	河田均	七五番地	同	浅野淳一	岐阜市西庄二丁目 一五番二五号
同	河田秀徳	三三九番地四	同	浅野秀信	二丁目 一六番二〇号
同	河田均	七五番地	同	永田元良	四丁目 一五番三五号
同	榎橋清美	二二九番地一	同	高田廣行	岐阜市市橋六丁目 五番八号
同	小牧一夫	二二九番地	同	戸崎和美	岐阜市今嶺二丁目 一九番七号
同	小牧満	二二八番地一	同	後藤光博	岐阜市藪田中一丁目 二番三号
同	渡邊益男	三六番地	同	井上富雄	二丁目 五番五号
同	土田龍雄	五八四番地	同	江崎昌宏	岐阜市下奈良一丁目 一〇番一〇号
同	市橋和行	九六〇番地	同	鷲崎宗夫	二丁目 二四番三号
同	土田龍雄	五八四番地	同	朝居良治	岐阜市須賀四丁目 三番三号
同	渡邊益男	三六番地	同	堀清明	岐阜市西鶉四丁目 一二六番地
同	脇原勝美	三〇番地	同	服部次男	岐阜市鏡島 一九七二番地一
同	土田宏	二二三番地	同	後藤正次	同 二二八三番地三
同	榎橋淳行	二二八番地	同	塩谷秀雄	岐阜市大菅北 一五番七号
同	市橋郁夫	三三番地一	同	井奈波正三	同 一三番二二号
同	坂野英美	五三番地八	同	塩谷正利	岐阜市江崎南 一一番一号
同	河田均	七五番地			
同	河田秀徳	三三九番地四			
同	河田均	七五番地			

土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年八月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

改正区	土地	名称	退任した役員
元	平成	年月日	氏名
岐阜市市橋島土地改良区	橋島土地改良区	元・三三	浅野淳一
同	同	同	浅野秀信
同	同	同	永田元良
同	同	同	高田廣行
同	同	同	戸崎和美
同	同	同	後藤光博
同	同	同	井上富雄
同	同	同	江崎昌宏
同	同	同	鷲崎宗夫
同	同	同	朝居良治
同	同	同	堀清明
同	同	同	服部次男
同	同	同	後藤正次
同	同	同	塩谷秀雄
同	同	同	井奈波正三
同	同	同	塩谷正利

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住	所
土地区	平成29年8月1日	理事	浅野 淳一	岐阜市西庄一丁目	一五番二五号
橋鏡島土地区	平成29年8月1日	同	浅野 秀信	同 二丁目	一六番二〇号
同	同	同	永田 司	同 四丁目	一二番一〇号
同	同	同	松波 哲夫	岐阜市市橋六丁目	五番二五号
同	同	同	戸崎 和美	岐阜市今嶺一丁目	一九番七号
同	同	同	真鍋 好美	岐阜市藪田東二丁目	五番八号
同	同	同	井上 隆司	岐阜市藪田中二丁目	四番一三三号
同	同	同	江崎 昌宏	岐阜市下奈良一丁目	一〇番一〇号
同	同	同	鷲崎 哲也	同 二丁目	二二番一五号
同	同	同	朝居 良治	岐阜市須賀四丁目	三番三三三号
同	同	同	堀 清明	岐阜市西鶉四丁目	一二六番地
同	同	同	後藤 正次	岐阜市鏡島中二丁目	二〇番六号
同	同	同	井奈波 正三	岐阜市大菅北	一三番二二二号
同	同	同	服部 郁雄	岐阜市江崎南	八番一八号
同	同	同	服部 忠夫	同	二四番一〇号
同	同	同	真鍋 雅宣	同	一一番一〇号
同	同	同	真鍋 藤樹	同	二五番一〇号
同	同	同	伊藤 和人	岐阜市西庄三丁目	一七番七号
同	同	同	辻 栄吉	岐阜市藪田西二丁目	二七番二二二号
同	同	同	塩谷 秀雄	岐阜市大菅北	一五番七号

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年八月十八日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住	所
土地区	平成29年8月1日	理事	高井 利雄	岐阜市西秋沢一丁目	二〇四番地
岐阜市網代土地改良区	平成29年8月1日	同	高井 博	同 三丁目	一七五番地
同	同	同	神山 義信	西秋沢二丁目	三三四番地
同	同	同	野々村 博吉	同 一丁目	一八三番地
同	同	同	早川 彰二	秋沢二丁目	七〇番地
同	同	同	高井 栄	同 五丁目	九〇番地
同	同	同	關谷 勝治	秋沢	六三一番地一五
同	同	同	牧野 均	同	九四四番地二

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住	所
土地区	平成29年8月1日	理事	高井 禎孝	岐阜市則松	六七一番地一
岐阜市網代土地改良区	平成29年8月1日	同	松野 壽彦	同 秋沢	二二二番地一
同	同	同	野村 成人	西秋沢二丁目	二八八番地一
同	同	同	村岡 利朗	同 則松	一五一番地
同	同	同	宮部 宏	同 三丁目	一六五番地

同	監事	同
早川正隆	牧野均	高井信義
同	同	岐阜市西秋沢一丁目
秋沢	則松	一三六番地一
		九四四番地二
		四〇二番地

平成二十九年八月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社